

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年5月10日（火）午後4時00分～午後5時15分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（10名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	弓野	良子
3番	青木	清美
5番	水島	英樹
7番	竹内	重之
8番	荒尾	和彦
9番	数家	善継
12番	青木	靖浩
13番	大森	雅昭
14番	水野	仁士

4 本委員会に欠席した委員（4名）

農業委員		
4番	清水	智也
6番	水島	正起
10番	大森	憲一
11番	赤川	慎二

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 土地区画整理事業の事業計画の件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、5月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、5月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により7番 竹内 重之 委員、9番 数家 善継
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 1ページをご覧ください。
議案第2号「農地法4条・5条の規定による許可申請の件」次のとおり農地法第4
条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規
定により意見を求めます。
令和4年5月10日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

5条1件です。

1番の議案について説明いたします。

この申請地は、農振農用地区域にあったことから、昨年9月に除外願いが提出され、
10月の本委員会定例会に付議された案件です。

農業振興計画の変更縦覧を経て、異議の申し出がなかったことから、富山県知事か
ら農振計画変更の同意がなされ、令和4年3月2日に除外認可が下りております。

譲渡人は、「朝日町大家庄〇〇〇番地、〇〇 〇さん」、譲受人は、「朝日町大家
庄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さん」です。

申請地は、朝日町大家庄〇〇〇番〇、地目 田、面積71㎡です。

転用の目的は、下水道配管理設及び道路敷地です。

申請地につきましては、2ページをご覧ください。

大家庄地区大家庄地内で、県道大家庄・上飯野線沿いにある「〇〇〇〇 〇〇〇」
の裏手に位置しています。

譲受人である〇〇〇〇〇〇〇さんは、下水の配管工事をされることとなりましたが、
寺の前の県道大家庄・上飯野線に通っている下水の本管に配管をつなぐとなると、敷
地奥にある建物から距離があること、勾配の関係から非常に深く掘る必要があります
工事エリアが広がり、それにもなって寺の門も移設しなければならない状況にあります。

一方、寺の裏（横）にある今回の申請地を通せば、短い距離で配管することができ
ることから今回の申請に至ったものであります。

また、境内には駐車スペースが少なく、催事には、寺の前の県道に路上駐車され、
県道の交通に支障がでないか心配であったことから、先の下水管管理設した上を通路と
して本堂の裏に駐車スペースを設ける計画をしました。

転用面積71㎡の土地利用につきましては、通行に必要な道路面積54㎡（延長12
m×幅4.5m）で、残りの17㎡は敷地と道路の接続部分として広めに（17㎡）活用
し、その通路の下に下水管が埋設されます（12㎡（1m×12m））。

建設課とも十分協議がなされており、願出地に続く（建設省）道のぎりぎりに公共

枡を設置していただけることとなっております。

もともとの農地が不整形で、耕作が大変なスペースであったことから、所有者の意向もあり農地が整形田となるよう分筆を行うもので、妥当な面積と考えます。

なお、申請地は、昭和47年に事業採択された県営ほ場整備で、昭和59年度に工事が完了したエリアですが、8年要件を大きく超えており、朝日町土地改良区からも同意を得ております。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められない」ことから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件、地目は田、1筆 71㎡となります。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思
います。

弓野委員、何かご意見はございますか。

弓野委員 　事務局から説明のあったとおりです。

会 長 　議案第1号の1番の議案につきまして、皆様からご意見及びご異議は、ありませ
んか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして、申請どおり県
へ進達いたします。

会 長 　次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配
分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 　それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」、次のとおり、農業経営基盤強
化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出
がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、8ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定について」、次のとおり、農地中間管理事
業推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計
画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものみの構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は25件となり、
田：46筆：62，672.54㎡となります。

次に、7ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。
10年以上の借り手及び貸し手が、25件、62，672.54㎡、うち、再設定を含む申請が、5件、27，041.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各25件、62，672.54㎡のうち、借り手は全て公社
となっております。

町外の貸し手は、2件、3，377.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表の
とおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、12ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は39件となり、
田：64筆：88，340.54㎡となっております。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。
3年未満の借り手及び貸し手が、13件、19，668.00㎡、全てが再設定と
なっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、6，000.00㎡、全てが再
設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、25件、62，672.54㎡、うち、再設定
を含む申請が、5件、27，041.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各39件、88，340.54㎡のうち、貸し手は全て公社
となっております。

借り手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の議案のうち○○○○○○○○○○に配分される案件について、3月定例会に
おいて、○○委員及び○○推進委員から、ご意見をいただいたところではござい
ますが、昨年12月に前耕作者の遺族の方から、みな穂農協に対して相談があり、
その際に、次期耕作者の指名があったことから、この度、配分先を○○○○○○○○
として提案させていただいたものであります。

なお、当事者となる各委員におかれましては、審議において、一時ご退席いた
だくこととなりますので、ご了承ください。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議し
たいと思います。

当事者がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、当事者の関係する案件から審議をしたいと思います。

○○委員が当事者である5ページ38番、6ページ57番の案件について、審議し
たいと思います。

当事者である〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
5ページ38番、6ページ57番の案件について、審議したいと思います。
ご意見及び異議はありませんか。

会 長 事務局から補足説明があった〇〇〇〇〇〇〇〇〇への配分について、現実的に、
管理が行き届いていないように感じており、これ以上経営面積を増やしても大丈夫な
のか。

事 務 局 今回の議案として上程されている分については、昨年度も前耕作者から作業を任さ
れていたところと伺っているため、今回新たに大幅に拡大したわけではないので、問
題はないと考えている。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたし
ます。
それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、ただ今の議案第2号番号38番及び57番以外の案件と議案第3号について、
審議したいと思います。
ご意見及び異議ありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたし
ます。

会 長 次に、議案第4号「土地区画整理事業の事業計画の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第4号「土地区画整理事業の事業計画の件」朝日町平柳地内において施行する
朝日町泊駅南土地区画整理事業の事業計画の審査にあたり、土地区画整理法（昭和
29年法律第119号）第136条の規定により、富山県知事から意見を求められて
おりますので、審議願います。

令和4年5月10日提出 朝日町農業委員会会長 荒尾 和彦

泊駅南地区においては、耕作放棄地の解消や良好な居住環境づくりを行うために地元地権者が中心となって平成30年1月に「朝日町泊駅南土地区画整理組合」を設立され、鋭意、土地区画整理事業が行われております。

このたび、今回で2回目の計画変更であり、県から審査にあたり農業委員会の意見を求められたものです。

審議すべきポイントは、今回の計画変更により、「用排水施設その他、農地の保全又は利用上必要な公共の用に供する施設の本来の機能を阻害しないか」ということです。

1回目の変更時は、特段の意見はなく、「引続き、用排水路等農業用施設の機能保持について地元関係者と十分協議し、万全を期すこと」と返答しております。

特段、阻害すべき状況でないと農業委員会が判断した場合は、今回の計画変更を「軽微な変更」と扱い、富山県農業会議への諮問は行わず、富山県知事へ「意見なし」として答申することとなります。

15ページをごらんください。

変更箇所は6箇所です。

変更①については、9.4㎡の緑地を新設するものです。

変更②については、横長方形を縦長の長方形に(90°おこす)形状を変更するものです。

変更③については、用水に沿って元々あった通路を4号緑道に位置付けるものです。

変更④については、水路に隣接していた未指定地を管理通路の一部として整備するため、その水路の形状を変更するものです。

変更⑤については、既存下水管の用地確保のための水路幅を変更するものです。

変更⑥については、水路の形状を変更するものです。

この県知事からの諮問については、本日のこの朝日町農業委員会にて審議後、県の農業会議に諮問いたします。

朝日町農業委員会は、富山県農業会議の答申を受けて、富山県へ答申することとなります。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。

会 長 私のほうから、報告があります。
毎月開催される常設審議委員会に出席しており、県下の3,000㎡以上の転用案件や、今ほどの議案第4号の案件のような項目について審議するほか、国の情勢などについて説明を受けております。

本日は、先月の常設審議委員会で提供された資料を配布させていただきましたので、ご一読いただきますようお願いいたします。

その他に、事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…6月3日(金)15:30～

会 長 そのほか意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして5月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時15分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和4年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員